

原子力災害対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性質

1 輪之内町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、輪之内町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 輪之内町における他の災害対策との関係

この計画は、「輪之内町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定められていない事項については、「岐阜県地域防災計画」の例による。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

4 計画の構成

「原子力災害対策編」は、災害対策基本法及び原災法に基づき、次の構成により定める。

第1章 総則

第2章 原子力災害事前対策

第3章 緊急事態応急対策

第4章 原子力災害中長期対策

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

なお、計画の周知については、一般対策編第2章第9節「防災思想の普及計画」の定めるところによる。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和7年10月。以下「指針」という。）を遵守するものとする。

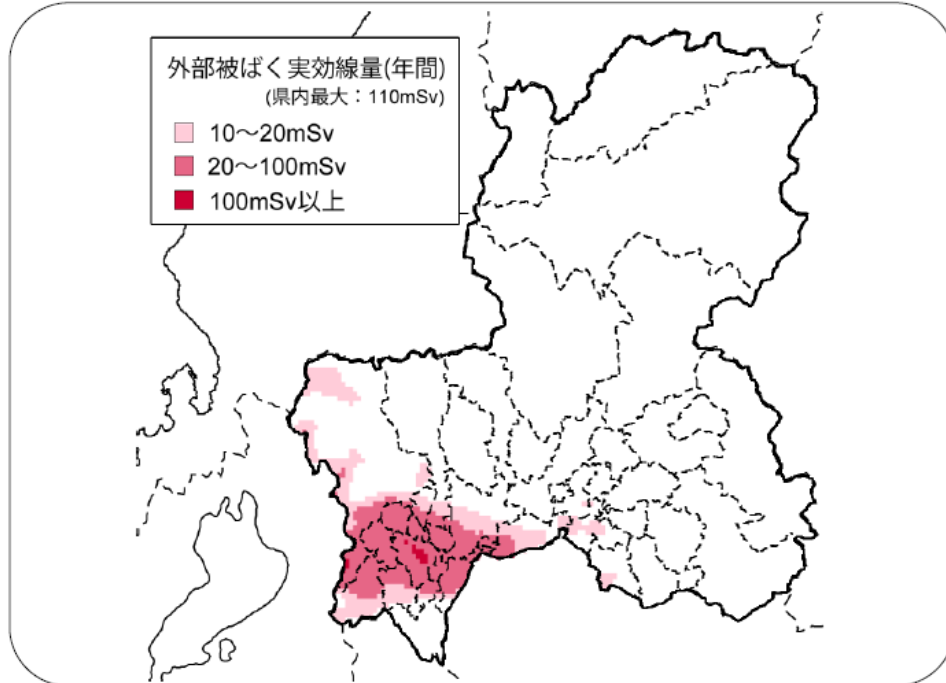
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

本町は、最寄りの原子力発電所である敦賀発電所から南東に約75kmの距離に位置している。

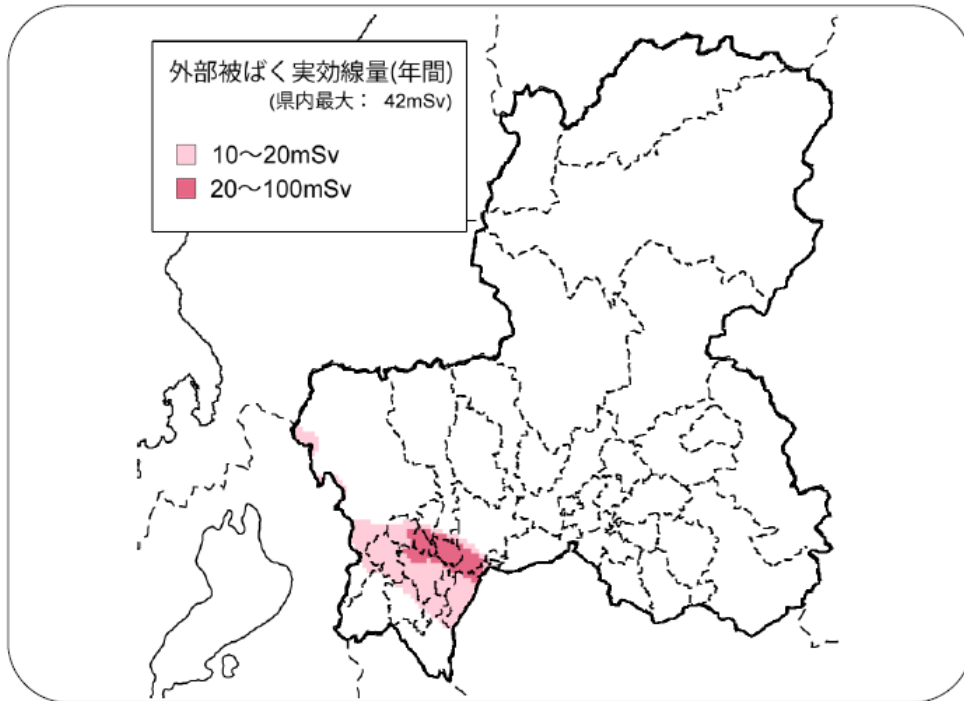
平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、県が行った放射性物質の拡散シミュレーションでは、本町では気象条件によって20～100mSvの外部被ばくと、20～50mSvの内部被ばくが予想されている。

沈着した放射性物質による外部被ばく

⑦各季節で線量が最大：夏（平成22年7月6日10時放出開始）



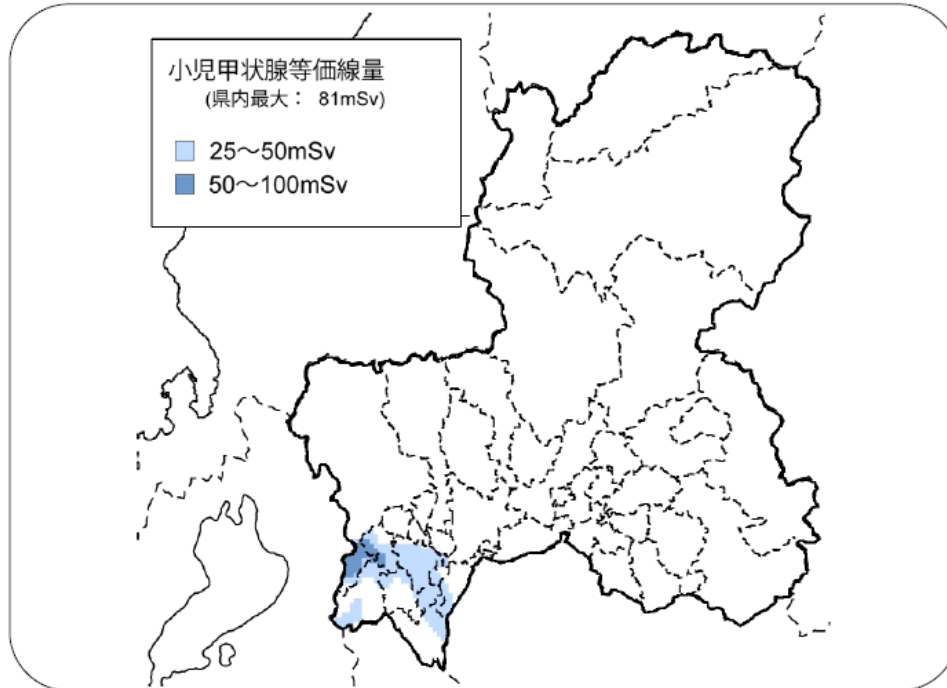
⑧各季節で線量が最大：秋（平成22年9月19日10時放出開始）



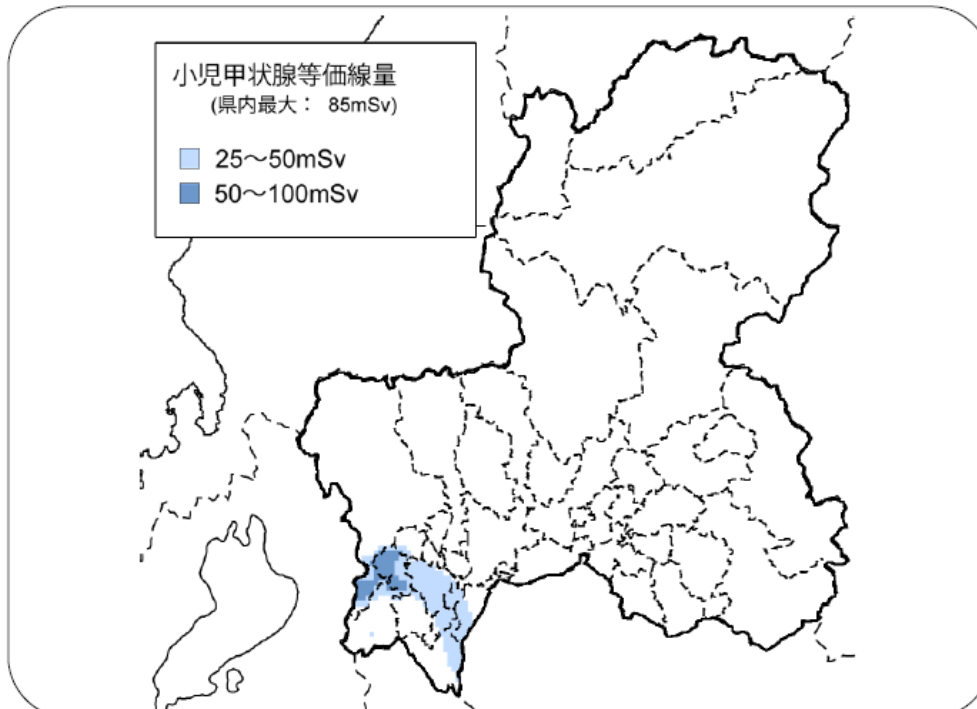
放射性物質拡散シミュレーション結果について（追補版）岐阜県原子力防災室（平成24年11月）

吸入による内部被ばく

①各季節で線量が最大：春（平成22年5月8日20時放出開始）



②各季節で線量が最大：夏（平成22年7月24日20時放出開始）



放射性物質拡散シミュレーション結果について（追補版）岐阜県原子力防災室（平成24年11月）

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1 原子力災害対策指針における区域の指定

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について、原子力災害対策指針では以下の2つの区域と1つの地域が示されている。

本町は、最寄りの原子力発電所である敦賀発電所まで約75 km離れているが、原子力災害が発生した場合には、気象条件等によってP P Aに指定される可能性がある。

(1) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

原子力施設から概ね半径5 kmを目安とする区域。

(2) 緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）

原子力施設から概ね30 kmを目安とする区域。

(3) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A : Plume Protection Planning Area）

U P Z の目安である30 kmの範囲外で、防護措置が必要となる場合。具体的な範囲について、原子力規制委員会で検討されている。

2 岐阜県地域防災計画における区域の指定

岐阜県は、平成24年9月に敦賀発電所で福島第一原子力発電所の事故と同様の放射性物質が放出されたと仮定した場合の放射性物質拡散シミュレーション結果を発表し、岐阜県地域防災計画において原子力災害対策を重点的に充実すべき地域として、以下の区域を指定している。

本町は、実効線量が年間20 mSv以上となる可能性があるとして、原子力災害対策強化地域に指定されている。

(1) 原子力災害対策重点区域

原子力災害対策指針が示す目安距離である「原子力施設から概ね30 km」、及び行政区画、その他の自然・社会的周辺状況等を踏まえ、緊急防護措置を準備する区域

(2) 原子力災害対策強化地域

① 甲状腺等価線量が週50 mSv以上となる可能性が示された地域

② 実効線量が年間100 mSv以上となる可能性が示された地域

③ 実効線量が年間20 mSv以上となる可能性が示された地域

※ただし、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、原子力災害対策の実施に当たっては、空間放射線量の実測値等を踏まえ、上記（1）、（2）以外の市町村においても、柔軟に対応するものとされている。

	U P Z の地域	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）		
		甲状腺等価線量 50mSv/週の地域 （ヨウ素吸入）	実効線量 100mSv/年の地域 （セシウム沈着）	実効線量 20mSv/年の地域 （セシウム沈着）
原災法第10 条	屋内退避準備	今後の情報について住民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集等の準備		
原災法第15 条 （原子力緊急事態）	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部 が必要と認める地 域について屋内退 避指示等		
モニタリングにお いて毎時20 μ Sv以 上の空間放射線検 出	屋内退避継続 （特にモニタリン グ強化）	◎屋内退避指示等 （特にモニタリン グ強化）	◎県災害対策本部 が必要と認める地 域について屋内退 避指示等	◎県災害対策本部 が必要と認める地 域について屋内退 避指示等

◎は岐阜県独自の対応

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・ 警戒事象（特定事象（原災法10条事象）に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）
- ・ 特定事象
- ・ 原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）

また、U P Zにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Z及びU P Z外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

一般対策編第1章第3節「防災機関の業務の大綱」及び第1勝第5節「輪之内町災害対策本部の組織」を準用する。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民及び観光客や通勤・通学者といった一時滞在者（以下「住民等」という。）の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、本章以降の事項における感染症対策については、県が定める「原子力災害時における感染症対策要領」等に基づき実施することとする。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 町は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。
- (2) 原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 立入検査と報告の徴収

- (1) 町は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立ち入り検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- (2) 立入検査を実施する町の職員は町長から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を持参して、立入検査を行うものとする。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情

報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携等を含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結する等連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
- (3) 町は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

(2) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

町は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。これらの資料は、電源喪失の影響を受けない媒体と閲覧手段を用い、つつ、保存及び更新を行うものとする。

また、町は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

＜整備を行うべき資料の例＞

① 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、避難行動要支援者等の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ウ 周辺一般道路、高速道路、農道、鉄道に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況等の情報を含む。）
- エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ 周辺地域の配慮すべき施設（こども園、学校、診療所、福祉施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア 周辺地域の気象資料
- イ 線量推定計算に関する資料
- ウ 平常時環境放射線モニタリング資料
- エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- オ 農産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

- ア 防護資機材の備蓄・配備状況
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

- ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
- イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）
- ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

- ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3 通信手段・経路の多様化

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請等の緊急措置について事前調整するものとする。

なお、この計画に定めない事項については、一般対策編第2章第13節「情報体制の確立」の定めるところによる。

（1）町防災行政無線の整備

移動系防災無線未設置の解消に努めるとともに、同報系の設置を推進する。なお、この場合、同報系にあっては、可聴範囲外地域の解消に努める。

（2）災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

（3）機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの原子力防災への活用を努める。

（4）災害時優先電話等の活用

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

（5）通信輻輳の防止

町は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を

講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

（６）非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、耐震性及び浸水への対応を考慮して設置等を図るものとする。

（７）保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

町は、警戒事象発生又は特定事象の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成等必要な体制を整備するものとする。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

町は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに町の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

町は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相

互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会是对策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、町は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係周辺都道府県、市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、町はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるとともに、迅速かつ正確な情報入手等のため、原子力事業者との安全協定の締結を検討する。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

町は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

7 自衛隊との連携体制

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、町は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

9 対策拠点施設

(1) 町は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

(2) 町は、国及び県とともに対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

10 モニタリング体制等

町は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

11 専門家の派遣要請手続き

町は、原子力事業者より警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物等の保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

13 複合災害に備えた体制の整備

町は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合に

は、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

1 4 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、水害等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

町は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。

なお、個別の市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

町は、公共的施設等を対象に、避難や避難退域時検査等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するものとする。

また、避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難や避難退域時検査等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

また、町は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(5) 応急仮設住宅等の整備

町は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、

供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(7) 避難場所における設備等の整備

町は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

町は、県と連携し、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 町は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する等、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

①要配慮者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、社会福祉協議会、民生児童委員、福祉関係者の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

②要配慮者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

③避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努める。

(2) 町は、県の協力のもと、要配慮者等及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。なお、町は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、避難行動要支援者対策計画等の整備に努める。

(3) 医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任

者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(4) 社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

(5) この計画に定めのない事項については、一般対策編第2章第13節「避難行動要支援者対策計画」の定めるところによる。

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時におけるこども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、町及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

町は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

9 避難場所・避難方法等の周知

町は、避難や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

町は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第 10 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

(1) 町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

(2) 町は、原子力災害の発生による放射性ヨウ素の放出に備えるため、安定ヨウ素剤の配備、備蓄を検討するものとする。なお、安定ヨウ素剤については、プルーム通過に対しては屋内退避を行うことを基本とし、その到達までに時間的猶予がある場合には、国の判断、指示に基づき、コンクリート造りの公共施設等で、医療従事者の立会いのもとで服用することを原則とする。

なお、安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、配布場所、医療従事者立会いの考え方等については、「原子力災害対策指針」（原子力規制委員会 令和 5 年 1 月 1 日改正）並びに「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁 令和 3 年 7 月 2 日改正）に基づくものとする。

4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

(1) 町は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

(2) 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

5 物資の調達、供給活動

(1) 町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場

合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努める。

- (2) 町は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定する等、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第 1 1 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 町は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。
- (2) 町は、地震や水害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の整備を図るものとする。
- (3) 町は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。
- (5) 町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、インターネット上の情報、有線放送、携帯端末の緊急速報メール機能の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第 1 2 節 避難収容活動体制の整備

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第 13 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- (1) 町は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
- ①放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ②原子力施設の概要に関すること
 - ③原子力災害とその特性に関すること
 - ④放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
 - ⑤緊急時に、町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
 - ⑥コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
 - ⑦要配慮者等への支援に関すること
 - ⑧緊急時にとるべき行動
 - ⑨避難所での運営管理、行動等に関すること
- (2) 町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- (3) 町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。
- (4) 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- (5) 町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努める。

第 1 4 節 防災業務関係者の人材育成

町は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施し、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第 15 節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 町は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- ①災害対策本部等の設置運営訓練
- ②対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ③緊急時通信連絡訓練
- ④緊急時モニタリング訓練
- ⑤気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- ⑥緊急被ばく医療訓練
- ⑦周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑧周辺住民避難訓練
- ⑨消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に輪之内町が含まれる場合には、町は、防災対策や複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成する等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

町は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

町は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。また、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第 16 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 町内において事故が発生した場合、県及び町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- (4) 町及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第 17 節 災害復旧への備え

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から特定事象の通報及び警戒事象又は特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 特定事象等発生情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの警戒事象発生通報があった場合

①原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、原子力規制委員会へ連絡するとともに、市町村をはじめ官邸（内閣官房）、県、関係機関等への連絡に備えるものとする。

②原子力規制委員会は、警戒事象を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、所在市町村及び住民に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等の避難を含む援護体制を構築するよう連絡することとされている。

③町は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

①原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市町村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送信することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

②原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直に行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市町村をはじめ官邸（内閣官房）、県、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。

③町は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

④原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、町をはじめ国、県に連絡することとされている。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

①原子力事業者は、市町村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期

的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

②町は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡する等、相互の連絡を密にするものとする。

③町は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する等、連絡を密にするものとする。

④町及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

⑤町は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

①原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。町は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

②町は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

③原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣する等協力を行うものとする。

また、県や対策拠点施設に派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努める。

第3節 活動体制の確立

1 町の活動体制

(1) 事故対策のための警戒態勢

①警戒体制

町は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

②情報の収集

町は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得る等国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

③対策拠点施設の設営準備への協力

町は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

④現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

⑤国等との情報の共有等

町は、派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡する等当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 事故対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき

イ 災害対策本部が設置されたとき

(2) 災害対策本部の設置等

①町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に町長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとする。

②災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、事務分掌等は、一般対策編第1章第5節「輪之内町災害

対策本部の組織」に定めるところによるものとする。

(4) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、町は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、町は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3 専門家の派遣要請

町は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求めるものとする。

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

5 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請する。また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収を要請する。

なお、自衛隊の派遣要請については、一般対策編第3章第2項第3節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための

応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

町は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整える等安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

①現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

②町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

①防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

②町は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

③町の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県等関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

④町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

⑤町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

【原子力発電所の場合】

- (1) 町は、警戒事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内の傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等に係る予防的防護措置（避難）の準備を行うものとする。
- (2) 町は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、P A Z内の傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等に係る予防的防護措置（避難）を行うこととする。また、町は、国の指示又は独自の判断により、U P Z内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。
- (3) 町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、P A Z内の避難を指示した場合は、P A Z内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。また、町は、P A Z内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてU P Z内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、U P Z内の住民等にその旨を伝達するとともに、U P Z外の住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、事態進展が急速であるとして、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、町長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

- (4) 輪之内町の区域が避難対象区域に含まれた場合は、住民等の避難誘導に当たっては、町は県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努める。また、町はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (5) 町は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものと

する。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

- (6) 町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

【原子力発電所以外の原子力施設の場合】

- (1) 町は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。
- (2) 町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (3) 町は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。
- (4) 町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

2 避難場所

- (1) 輪之内町の区域が避難対象区域に含まれた場合は、町は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。
- (2) 町は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生児童委員、福祉事業者等は、要配慮者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供するものとする。
- (3) 町は、県の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (4) 町は、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の

健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、町は県と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- (5) 町は、県の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- (6) 町は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、各種施設への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 町は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっ旋及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在

- (1) 町は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 町は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 広域避難の実施にあたって、町、県、国は「岐阜県地域防災計画（一般対策編）」に規定する役割を担うものとする。

4 屋内退避実施後の運用

屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断することが必要となる。

屋内退避継続の判断は屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が県及び町と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することになる。なお、屋内退避から避難の切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う、肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととする。また、屋内退避の継続のためには医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要がある。

屋内退避を実施している住民等に対しては原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、退避すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する必要がある。

なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。県は、遅滞なく町へ共有し、住民への注意喚起が行われるよう伝達する。

5 屋内退避の解除

屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行う。

なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、O I L 1又はO I L 2を超える地域があれば避難や一時移転等に防護措置を講ずることとなる。

6 安定ヨウ素剤の服用

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

7 要配慮者等への配慮

- (1) 輪之内町の区域が避難対象区域に含まれた場合は、町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者等及び一時滞在者

が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

- (2) 医療機関は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

10 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置

町は、警戒区域もしくは避難の指示等した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

11 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 町及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

町は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について警察等と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 町は、住民等に対するU P Z内の屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該指示等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- (2) 町は、原子力災害対策指針に基づいた避難退域時検査基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- (3) 町は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

輪之内町の区域が避難対象区域に含まれた場合は、町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

順 位	内 容
第1	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
第2	避難者の輸送（PAZ 等緊急性の高い区域からの優先的な避難）、 災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ①救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ②負傷者、避難者等
- ③対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、町の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ①町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ②町は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとするものとする。人員の応援対策は、一般対策編第3章第2項第1節「災害応援要請計画」、輸送対策は一般対策編第3章第3項第2節「輸送計画」の定めるところによるものとする。
- ③町は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

町道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

- (1) 輪之内町の区域が避難対象区域に含まれた場合は、町は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する等の措置を講ずるものとする。
- (2) 町は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。
 - ①救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
 - ②応援要請を行う消防機関の種別と人員
 - ③町への進入経路及び集結（待機）場所 等

2 医療措置

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。
- (2) 町は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- (3) 町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム等による放射性物質の拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 町は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 町は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。
 なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (6) 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるため、町は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

町は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

(2) 義援物資の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努める。

第 1 1 節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 輪之内町の区域が避難対象区域に含まれ、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- (2) 町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- (2) 町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第 10 節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。